

アルベリコ・ジェンティーリの正戦論

— 『戦争法論』 1 巻における
「動力因」と「質料因」を中心に —

周 圓*

- I はじめに
- II ジェンティーリの生涯と死後における評価
- III ジェンティーリの戦争観：『戦争法論』の構成と正戦論の構造
- IV 「動力因」と「質料因」：ジェンティーリにおける正戦論変容
- V おわりに：ジェンティーリ正戦論の独自性

I はじめに

本論文の目的は、国際法の発展史にその名を刻んだ最重要人物の一人であるアルベリコ・ジェンティーリの正戦論に対し考察を加え、その国際法史における位置づけについて再検討を施すことにある。ジェンティーリの正戦論については、先行研究の中で、大きく分けて次の二つの評価が生まれ、それぞれに一定の支持を集めてきた。すなわち、それを、先達たち、より具体的には、中世キリスト教神学者あるいは後期スコラ学派が展開した正戦論の系譜を継ぐものと位置づける考え方¹⁾と、正戦論の伝統から完全に脱出し、近代における無差別戦争観の草分け役となったとする見解²⁾との二つである。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 11 巻第 1 号 2012 年 3 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学法学研究科博士後期課程

1) アーサー・ニュスボーム著、広井大三訳「アルベリコ・ジェンティーリ」、『国際法の歴史』（こぶし社、1997 年）、135-145 頁。伊藤不二男「アルベリクス・ゲンティリスの国際法の観念」、『法制研究』22 巻 2-4 合併号、143-160 頁。同「アルベリクス・ゲンティリスの戦争の概念」、『法制研究』24 巻 1 号、21-40 頁。同「ゲンティリスにおける戦争の質料因」、『法制研究』25 巻 2-4 合併号、329-348 頁。

こうした相反する評価の対立する状況にあって、本論文においては、これらとは少し異なるジェンティーリ正戦論の位置づけを提唱したい。結論先取的に言うならば、ジェンティーリが展開した戦争の定義やそれが正戦として認められるための要件に関する議論は、説明概念や基本的な枠組みの側面にあっては彼以前の正戦思想において用いられたものを受け継いでいる一方で、それぞれの概念の解釈や現実への適用可能性という側面においては従来のパースペクティブから著しく逸脱しており、むしろ近代的戦争論の特徴を色濃く示しているのである。

本論文では、ジェンティーリが戦争観を明示的に示した代表的著書『戦争法論』を題材とし³⁾、その中でも特に戦争を正戦たらしめる要件たる正当原因についての考察を読み深めていくことにより、彼の理論をこのように位置づけることの妥当性について検討していきたいと思う。

なお、後述の通り、ジェンティーリは、正当原因について論じる際に、アリストテレスの因果関係論に則り、原因というものを、動力因、質料因、形相因、目的因の4種に分類し、それぞれについて細かく論じていくという手法を用いている。本論文では、これらのうち、動力因と質料因に関する彼の記述を考察の対象とし、他の部分については直接に論ずることはしない。詳細は後述するが、このような論じ方を用いた理由は、考察の対象として採り上げた部分が、上述した、ジェンティーリ正戦論の新しい位置づけの妥当性を検討するという趣旨に最も合致していると思われるためである。とはいえ、形相因および目的因についての議

-
- 2) 寺田四郎「『国際公法の始祖』アルベリークス・ゲンティーリス」、『国際法学界の七巨星』(立命館出版部、1936)、3-51頁。カール・シュミット著、新田邦夫訳「A・ジェンティーリ」、『大地のノモス——ヨーロッパ公法という国際法における——』(慈学社、2007年)、186-188頁。Panizza, Diego, 'Political Theory and Jurisprudence in Gentili's "De iure belli". The Great Debate between "Theological" and "Humanist" Perspectives from Victoria to Grotius', in ISTITUTE FOR INTERNATIONAL LAW AND JUSTICE, *IIJ Working Paper. History and Theory of International Law Series*, 2005/15 (New York University, School of Law, 2005).
- 3) ジェンティーリからの引用は、Vol. II. A Translation of the Text, by John C. Rolfe, with an Introduction by Coleman Phillipson, and Indexes, of *Alberico Gentili, De iure belli libri tres* as no. 16 of James Brown Scott (gen. ed.), *The Classics of International Law* (Oxford: Clarendon Press; London: Humphrey Milford, 1933) による。示される頁数も、この版のものである。以下、D. I. B. と表記。

論も無視することのできない重要性を持っていることは言うまでもなく、これらについての検討は、場を改め、詳細に行っていくこととしたい。

以下では、まずアルベリコ・ジェンティーリという人物の生い立ちと主たる学術的業績について確認し、その先に続く理論的検討の礎としたいと思う。

II ジェンティーリの生涯と死後における評価

アルベリコ・ジェンティーリ (Alberico Gentili, ラテン語名 Albericus Gentilis, 1552-1608) は近代初期のヨーロッパの国際法学分野において偉大な足跡を残した法学者である。近代的国際法の成立に寄与した彼の業績は、その死後、長らく忘却されていたが、1874年英国の国際法学者ホランド (Thomas Erskine Holland, 1835-1926) がオックスフォード大学オールソウルズカレッジにて行った就任記念講義のテーマとしてジェンティーリの業績について語ったことをきっかけに、当時の、そして現代の研究者の注目を集めることとなった⁴⁾。

ホランドなどの研究者による調査を通じ、ジェンティーリの生涯、特に学術的なプロフィールは次のように明らかにされている⁵⁾。彼は、1552年にイタリア中部の町サン・ジネシオで裕福な医者 の 家庭 に 生まれ、1569年から1572年まで註解学派の牙城ペルージャ大学でローマ法の教育を受けた。ここで博士号を取得した後、イタリア中部の町アスコリ、あるいは生まれ故郷のサン・ジネシオでそれぞれ数年間法実務に携わったが、新教へ改宗したことにより、カトリック勢力が

4) 厳密に言うと、ジェンティーリは、その死後において、まったく無名に帰してしまったわけではない。ホランドによる再発見以前にも、グロティウス、ヴァッテル、ホイートンなどの国際法学者が、自らの著作の中で、ジェンティーリの名に、回数こそ極めて少ないとはいえ触れている。また、イタリアで、未完の全集 *Alberici Gentilis J. C. Professoris Regii, Opera Omnia in plures tomos distributa* (Neapoli, 1770) も出版されているが、これは編集者 Joannis Gravier の死亡のため2巻をもって中断した。その第1巻に *De iure belli libri tres* が収められている。

5) ジェンティーリの生涯について、T. E. Holland, *Studies in International Law* (1898), pp. 1-39; G. H. J. van der Molen, *Alberico Gentili and the Development of International Law* (2nd ed.) (1968), pp. 35-60 を参照。また、和文の文献として、松隈清「第四章 ある背教徒法学者の軌跡——アルベリコ・ゲンチーリーを訪ねて——」、『国際法史の群像——その人と思想を尋ねて——』(酒井書店、1992年)、95-118頁がある。

支配的であった母国イタリアからの亡命を余儀なくされた。1579年頃、彼ジェンティーリは、父親マッテオ、弟スキピオとともに逃避行につき、現在のスロベニア、オーストリア、ドイツ地域のいくつかの町を転々とした後、1580年に女王エリザベス1世治下のイングランドにたどり着いた。

同じくイングランドに滞在していたイタリア人亡命者と現地の有力者の人脈、そして何よりも自らの優れた学識に支えられ、ジェンティーリはまもなくオックスフォード大学でローマ市民法の教授職を得、またその立場を足がかりとして多くの著作を世に送り出し、徐々に法学者としての名声を広めた⁶⁾。殊に1584年にエリザベス女王を対象とする陰謀に加担したスペイン公使メンドーサの処遇をめぐって、ジェンティーリは、オックスフォードの同僚ジャン・オットマンとともに枢密院に意見を示す顧問としての地位を与えられた。ここで彼は、外交使節には免責特権が認められるべきことを説き、本国への追放以外の措置が採られるべきではないと提言した。この外交的危機は、結局のところ、ジェンティーリとオットマン両名の意見が完全に聞き入れたかたちで解決されることとなったが、このことが同時に、ジェンティーリをして、自らの法学知識が外交実務に応用できるとの認識に至らしめるきっかけとなったことは間違いないだろう。後に、ジェンティーリは、枢密院に呈示した見解に基づきオックスフォード大学の学位授与式典 (*desputatio*) で講演し、さらにその原稿に増補を加え、外交使節の制度的起源を考証し法的権利を論ずる『外交使節論』 (*De legationibus libri tres*, 1585) を著した。これは、法学の観点から使節の特権について扱った最初の専門書であり⁷⁾、法学者や現実の政治に身を置く者には大いに受け入れられた一方、マキアヴェリイの思想への賞賛を敢えて隠さなかった点が負の反響も呼び起こすこととなった。

1586年の夏、ジェンティーリは、ザクセン選帝侯の宮廷への使節団に加わり、ヨーロッパ大陸へ旅立つこととなっていた。このとき彼は、おそらく活動の場を

6) この時期の著作は、例えば、*De iuris interpretibus dialogi sex* (Londini, 1582), *Lectio-num et epistolarum quae ad ius civile pertinent libri I-IV* (Londini, 1583-4) などがある。

7) M. Thamm, „Albericus Gentili und seine Bedeutung für das Völkerrecht“, ins besondere seine *Lehre vom Gesandtschaftswesen* (Strassburg, 1896), p. 33; E. Nys, *Les origines de la Diplomatie* (Bruxelles, 1884), p. 44; van der Molen, op. cit., p. 94.

イングランドから大陸へ移す計画を練っていたと推測されるが、同じ年の11月、オックスフォード大学からローマ法欽定講座教授就任に関する打診が彼の元に届いた⁸⁾。ジェンティーリは、当然ながらこの榮譽ある任を引き受けてイングランドへ戻り、翌年の6月に正式な就任を得た後、死去に至るまでこの誇り高いポストを保持し続け、その後再びイングランドを離れることがなかった。そしてここから、ジェンティーリの、学者として最も実り多い時期が幕を開けたのであった。この時期には法学関係の著作にとどまらず、政治、文学、歴史など幅広い分野にわたって著述活動がなされているが。その中でも特筆に値するのは何よりも『戦争法論』(*De jure belli libri tres*, 1598)である。

当時のイングランドは、国内では徐々に絶対主義の国家体制が確立されつつあり、国力が著しく上昇しつつある局面を迎えていたが、国際政治の局面についていえば、ヨーロッパの強豪であるスペインとの間で続いていた緊張関係が、ついに1588年にアルマダ海戦という形での武力衝突となって現実的な危険が招来されたばかりであった。この緊迫した国際情勢に触発され、ジェンティーリは、オックスフォード大学の集会(*comitia*)で、「戦争における法と正義」を主題とする講義を行い、続いてこの講義の原稿を三部に分けて発表した⁹⁾、後にこれにさらなる加筆がなされ、最終的には三巻構成の『戦争法論』として大陸のハーナウで出版されるに至った。女王の寵臣たるエセックス伯に捧げられているこの著書は、後にジェンティーリの代表的著作と評されることとなったが、彼の戦争と国際法についての考え方を最も端的に示したものであるとされている。

これらの業績についての検討はさておくとして、その後ジェンティーリは、1589年にフランス人亡命者の娘と結婚し、1590年の長男誕生を期に、オックスフォードでの講座を他に譲り、一家とともに生活の場をロンドンへと移した。これは、おそらく、ジェンティーリ自身の、学術的な場のみでなく、実務においても影響力を行使したいという願望からの決断だったと思われる。彼は、ロンドン

8) この不安定な時期になされた著作としては、*De diversis temporum appellationibus liber* (Witebergae, 1586), *De nascendi tempore disputatio* (Witebergae, 1586), *Disputationum decas prima* (Londini, 1587) などがある。

9) *Prima commentatio de iure belli* (Londini, 1588), *Commentatio secunda de iure belli* (Londini, 1589), *Commentatio tertia de iure belli* (Londini, 1589)。

で引き続き活発な著作活動が続けるとともに¹⁰⁾、1600年にはグレイズイン法曹学院に加入し、1605年にはスペイン公使の弁護人に選任されている。当時はちょうどオランダ独立戦争が決定的な場面を迎えていた段階であり、スペインとオランダが海上においても激しい衝突を繰り返していたが、こうした対立の多くは、中立の立場にあったイングランドの海事裁判所に持ち込まれていたのである。したがって、この時期のジェンティーリに課された主な仕事は、海事裁判所において、オランダ側の弁護人を相手にスペインの利益を代弁することであった。後に彼は、この時期の実務経験を元に海事法についての見解をまとめたが、その公表を待つことなく、1608年にロンドンで56年の生涯に幕を閉じた。彼の遺した原稿は、5年後、同じく法学者の道を歩んでいた弟スキピオの編集により『スペイン弁護論』(*Hispanicae advocationis libri duo*, 1613)のタイトルで死後出版に付された。

ジェンティーリは、生前において、イングランドにおける最も優秀な法学者の一人であったことは疑いの余地はなく、また、その学識が同じ時代に生きた人々からも大いに認められていたことも確かである。今日では国際法の領域に分類される事項に関する考察のみをとってみても、彼の著作にあらわされている広範な関心と分析の深さは、同時代の同種の著作を凌駕している。しかし、ジェンティーリがこの世を去った後は、国際法の世界を照らす彼の光芒が消え失せ、長らく忘却されることになっていたのも紛れもない事実である。なにゆえ、かくも偉大な法学者がこれほどまでに不遇な扱いを受けねばならなかったのだろうか。このことは、主に次のような原因によって引き起こされたと考えられる。すなわち、ジェンティーリのなした考察は、戦争など個々の国際法に関わる事項を対象とすることに留まっており、独立した法分野としての国際法全体の体系を構築し、か

10) ジェンティーリのロンドン期の著作としては、*De iniustia bellica Romanorum actio* (Oxonii, 1590), *De armis Romanis libri duo* (Hanoviae, 1599), *Disputationes duae: I, De actoribus et spectatoribus fabularum non notandis; II, De abusu mendacii* (Hanoviae, 1599), *Ad primum Maccabaeorum disputatio* (Franekeræ, 1600), *Disputationum de nuptiis libri VII* (Hanoviae, 1601), *Lectiones Virgilianae variae liber* (Hanoviae, 1603), *De linguarum mixtura Disputatio parergica* (Hanoviae, 1604), *Laudes Academiae Perusinae et Oxoniensis* (Hanoviae, 1605), *In titulos Codicis si quis Imperatori maledixerit, Ad legem Juliam maiestatis disputationes decem* (Hanoviae, 1607) などがある。

つ、明確に説明することはついで試みられることがなかった¹¹⁾。これに対して、ジェンティーリより一世代後のオランダ出身の法学者、フーゴー・グロティウス (Hugo Grotius, 1583-1645) は、ジェンティーリから多くの観点と考察の材料を引用しつつも、自然法論に基づき自らの国際法構想により明確な体系性を付与したことで、「国際法の父」との称号に相応しい業績を残したのであった。

もっとも、グロティウスは、教養の豊かさゆえ幼少時代からすでに令名をヨーロッパ中に馳せていた当代きっての知識人であり、また、オランダの政界では失脚の憂き目を見たものの、そこからの亡命先として選んだフランスは、以後数世紀にわたり欧州大陸全土に広範な影響力をもたらすことになる国家であった。また、その大著『戦争と平和の法』(1625) はパリで出版された後直ちに、当時から国際法社会の通用語の地位を占めていたフランス語に訳され、巷間に流布するところとなった。こうした要素のすべてが、彼をして国際法学界での超然たる地位を確立せしめることにつながったと考えるべきであろう¹²⁾。一方のジェンティーリは、本国イタリアでは名声を得るに足るような著作活動はほぼなされることはなかった¹³⁾。また、亡命先のイングランド国内の状況を省みるならば、実のところ彼より一世代後に多くの綺羅星のごとき才能の持ち主——たとえば、ジェンティーリの国際法理論をほぼ全般的に吸収し、彼と同じくオックスフォード大学ローマ法欽定講座教授の地位にもあったローマ法学者ズーチ (Richard Zouche, 1590-1661) や、グロティウスと海洋の自由について論争を戦わせるこ

11) ただし、このことは、ジェンティーリが国際法を独立した法分野として確立するという発想を有していなかったことを直接に意味するものではない。

12) 18世紀初頭においてグロティウスの画期的な重要性を説き、後世の通念を基礎付けたのは Jean Barbeyrac, George Carew (transl.), 'An Historical and Critical Account of the Science of Morality', Preface to Samuel Pufendorf, Jean Barbeyrac (ed.), Basil Kennett (transl.), *Of the Law of Nature and Nations: Eight Books* (London, 1729) であったといわれる。また、国際法史の中でグロティウスの占めた超然たる地位に関する共通理解が18世紀末にはすでに形成されていたと指摘するのは Hersch Lauterpacht, 'The Grotian Tradition in International Law', in *British Yearbook of International Law* 23, pp. 1-23 である。

13) ジェンティーリは亡命する以前にサン・ジネシオ市の法令集の編集に携わったとされる。しかし、改宗と亡命が、しかるべき評価と名誉を彼に与えることを阻んだのが明らかである (van der Molen, op. cit, p. 38.)。

ととなった自然法論者セルデン (John Selden, 1584-1654)、ジェンティーリも深い関心を有した政治思想の分野で彼より格段に進化した理論を提示したホブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) など——が輩出されている。彼らの発する光芒のまぶしさが、ジェンティーリと彼が唱えた学説に関する人々の記憶を失わせる要因になったであろうことは十分に考えられる。

しかしながら、冒頭に言及されたホルランドの教授就任記念講義がきっかけとなり、ジェンティーリと彼の学説に対する注目度は飛躍的に高まることとなった。19世紀が過ぎ去るより前に、ジェンティーリの本国イタリア、亡命先であり法学者としてのキャリアを築いた英国、国際法の分野で長い研究的伝統を誇るオランダなどヨーロッパの各地で、ジェンティーリを記念し、彼に関する研究を主たる活動内容とするような委員会またはその部会が設立された。1877年には、ジェンティーリが埋葬されたロンドンのセント・ヘレン教会の内壁に彼への記念碑が掲げられることとなった。さらに、カトリック勢力の反発による紆余屈折を経たものの、1885年には彼の生地サン・ジネシオの隣町マチュエラータに「王立アルベリコ・ジェンティーリ研究所」が設立され、さらに、1908年にはジェンティーリ没後300周年を記念してサン・ジネシオの中心広場に彼の等身大銅像が建立されるに至った¹⁴⁾。

これらの記念行事が次々と挙行されるとともに、ジェンティーリの著作も再び出版の機を得ることとなった。1877年、ジェンティーリの主著『戦争法論』が、英国のオックスフォードとイタリアのリボルノでそれぞれ世に送り出された。前者はホルランドの編集によるラテン語版で、本文との調和を図るために編集者の手によるラテン語の序文が付されていた¹⁵⁾。後者はアントニオ・フィオーリーニ (Antonio Fiorini) の翻訳になるイタリア語版で、ジェンティーリの著作では初めてとなるラテン語以外への翻訳書であった¹⁶⁾。しかし、それらより格段に後世に向けての影響力が大きかったのは、彼の著書が、20世紀初頭にカーネギー

14) ジェンティーリ「再発見」の経緯については、van der Molen, op. cit, pp. 60-63; Giorgio del Vecchio, 'The Posthumous Fate of Alberico Gentili', in *The American Journal of International Law* 50 (3), pp. 664-667. また、松隈、前掲、115-117頁などを参照のこと。

15) Thomas E. Holland (ed.), *Alberici Gentilis De jure belli libri tres* (Oxonii e iypographeo Clarendoniano, 1877).

財団が主催した一大プロジェクト『国際法古典叢書 (*The Classics of International Law*)』の中に収録されたことであった。具体的には、主著である『スペイン弁護論』、『外交使節論』、『戦争法論』の三冊がそれぞれ叢書の第9、12、16巻として公刊され、これらには全文の英訳のみならず、当時の代表的な国際法学者による紹介などの充実した付録が伴われていた。この叢書の発刊が、ジェンティーリに関する研究に多大な利便性をもたらし、また拍車を掛けたことは火を見るよりも明らかである。

これ以降のジェンティーリの思想についての研究は、衰えることを知らない。1981年、ジェンティーリの故郷サン・ジネシオにジェンティーリ国際研究センターが設立され、現在に至るまで、国際的な例会の主催や研究状況の発信、ジェンティーリの著作の翻訳出版あるいは関連文献の整理事業などといった精力的な活動が展開されている。また、2008年にはジェンティーリ没後400周年を記念し、ヨーロッパの各地で講演や研究会などが開催される一方で、ニューヨーク大学法学部所在の国際法と正義研究所 (IILJ) も記念プロジェクトを組織し、ジェンティーリの国際法思想を分析する論文集を上梓させたのみならず、今まで十分な注目を浴びてこなかった彼の著作『ローマ人の戦争』(Hanau, 1599)の英訳本の公刊をも実現させるに至った。こうした、研究者たちの100年余りにわたる怠ることを知らない活動の結果、今日においては、アルベリコ・ジェンティーリという人物には——幾分かはグロティウスに与えた影響を介した形であるかもしれないが——近代国際法の創設者の一人というしかるべき評価が認められている。

Ⅲ ジェンティーリの戦争観：『戦争法論』の構成と正戦論の構造

1. 問題の所在

既述の通り、ジェンティーリはその著作を通じて、自らの構想する国際法の全体像を明確に説明しているとは言い難い。この点はすでに多くの研究者により指摘されているところである¹⁷⁾。しかし、こうした全体的な体系性の欠如とは対

16) Antonio Fiorini (trans.), *Del diritto di guerra di Alberico Gentili* (Franc. Vigo, Livorno, 1877).

照的に、彼は、戦争や外交使節、条約、海洋の自由など今日国際法の領域に分類されている個々の概念については入念な考察を行い、自らの学説を明確に提示している。したがって、われわれが彼の国際法思想を理解しようとする上では、彼の各著作の行間から、そこに散在している国際法の全体像に関する観点を収集し、それを組み合わせていく作業よりも、むしろ、彼が示している個々の概念に対する諸考察を分析し、その背後に隠されている国際法の全体像を読み取ることのほうが、より有効な方策であると言えよう。さらに言えば、個々の概念をめぐる彼の考察を分析することそれ自体が大いなる重要性を持つものである。なんとすれば、これによって、アルベリコ・ジェンティーリという法学者個人の観点を知ることができるのみならず、ジェンティーリの生きた近代初期における国際法の発展状況について理解を深め、それが法学の一分野としての「国際法学」へと融合していく流れを考察する上で大きな手助けとなるからである。ゆえに、ジェンティーリの国際法思想の全貌に対する分析については場を改めて論ずることとして、本稿においては、ジェンティーリの代表作『戦争法論』を中心的な素材とし、そこから、彼の国際法思想の最も重要な構成部分である戦争観について考察していくこととしたい。

2. 『戦争法論』の構成

ジェンティーリが『戦争法論』の執筆に至る経緯は、既に述べた通りである。この著作に関しては、グロティウスもまた『戦争と平和の法』の序文において書名を挙げ、自らの理論形成に寄与をなしたと評価しているが¹⁸⁾、これら二つの作品の間には、グロティウスが自認しているよりもはるかに緊密な関連性が示されているように思われる¹⁹⁾。その一例として、両者の構成の均質性が挙げられよう。ジェンティーリの『戦争法論』は、正しい戦争の遂行のあり方を論述の対象として、事象が時系列的に推移すると想定される順、すなわち戦争を発動する

17) ニュスポーム、前掲、135頁。伊藤「アルベリクス・ゲンティリスの国際法の観念」、143頁。

18) 一又正雄譯『グロチウス戦争と平和の法』（酒井書店、1996年）1巻、21-22頁。

19) Holland, op. cit, p. 23. ニュスポーム、前掲、144頁、van der Molen, pp 243-244.

前(第1巻)、交戦状態の継続中(第2巻)、そして勝敗が決した後(第3巻)に関して、それぞれの場面での「法」を扱う3巻から構成されている。この中で述べられている個々の論点と論拠は、必ずしもすべてがジェンティーリの独創によるものとは限らないが、この構成それ自体は彼自身のアイデアに基づくものであり、その明確性ゆえ、グロティウスの『戦争と平和の法』の構成に影響をもたらしたことはほぼ確実であると考えられている。実際、グロティウス以降は、正戦論を論ずる際には、「戦争への正義(ius ad bellum)」と「戦争における正義(ius in bello)」の二つのカテゴリーを設けることが主流となった。付言するならば、近年、平和条約の締結や戦後の再建、戦犯に対する裁判など戦後処理の諸事項を包摂する「戦後の正義(ius post bellum)」という新しいカテゴリーも加えられた論述が見受けられるようになったが、これも含めたカテゴライズのあり方は、今を遡ること400年前に著された『戦争法論』の3巻が扱っている論述対象にそれぞれ相当することは明らかであり、このことはジェンティーリの正戦論の構造的な斬新性と合理性、そして先見性を裏付けていると言えるだろう。

3. ジェンティーリにおける「正当原因」論究の手法と伝統的正戦論との異同

この、極めて興味深いジェンティーリの正戦論の構造について、もう少し詳しく分析していきたい。

『戦争法論』の第1巻においては、はじめに戦争の規範的前提と定義を明確にした後で、筆者ジェンティーリの構想する戦争法の体系、言い換えるならば正戦論の構造が説明されている。本来ならば筆者の意図を優先させ、記述の順番通りに議論の展開を追っていくべきところであるが、本論文ではあえて、彼の考える正戦論の構造について一通りの整理を行うことを優先させ、まず、彼の「正当原因」論を採り上げることとする。

ジェンティーリの正戦論は、「正当原因(iusta causa)」を中核にして構築されている²⁰⁾。正当原因は本来、従来のキリスト教的正戦論の中で、戦争を発動するための正しい原因を意味するものであって、キリスト教的正戦論の創始者とも

20) D. I. B., b. I, chap. 7, p. 35.

言うべき教父アウグスティヌス以来、伝統的に戦争を正戦として認めるための要件として論じられてきた²¹⁾。正当原因を重要視するこの伝統は、それ以降の論者たちにも受け継がれ、中世盛期にキリスト教的正戦論の体系化を果たしたスコラ学者トマス・アクィナスにおいては、正当原因は、「君主の権威」「正しい意図」とともに、戦争を正戦たらしめるための三要件の一つとして数えられている²²⁾。

したがって、この用語法だけを見ると、ジェンティーリの学説は今までのキリスト教的正戦論の伝統を固守しているように見える。しかし、ジェンティーリは、この「原因 (causa)」という概念を、アリストテレスの四原因説に従い、動力因、形相因、目的因、質料因という四種類に区別することによって、自らの正戦論により複雑な構造を作り上げた。すなわち、ジェンティーリの構想によれば、戦争が、これら四種類の「原因 (causa)」の基準を満たして初めて「正当原因 (justa causa)」を備えることになり、正しい戦争と判断されるのである。したがって、『戦争法論』に現れる「正当原因」は、スコラ学的な正戦論の中のそれと用語法こそ同様ではあるものの、実際に意味するところは明らかに異なり、遙かに幅広くかつ複雑な概念である²³⁾。ゆえに、混同を避けるために、今後の説明においては、ジェンティーリが唱える「正当原因」にはカギ括弧を付して記し、従来の正戦論における正当原因についてはそのままの表記とすることとしたい。

21) アウグスティヌスは、『モーセ七書質疑録』において、正戦の定義を「正当戦争は、通常、それによって不正な侵害が報復されるものと定義されるのである (iusta autem bella ea definiuntur quae ulciscuntur iniurias)」と示している。ここには、戦争を正当なものとして認めるための要件としては正当原因の存在のみが提示されている。しかし、グラティアヌスは、自らが編纂した教令集の中で (P. II, C. 23, Q. 2, d. p. c. 2)、アウグスティヌスの説を引用した上で、それに教父シャルトルのイヴォアやセビリアのイシドールスの定義を加味し、教令集の中で、「正当戦争は、命令にもとづいて行われるもので、それによって不正な侵害が報復されるものである (iustum bellum sit, quod ex edicto geritur, uel quo iniuriae ulciscuntur)」と、権威による命令という要件を付け加えて示した (Frederick H. Russel, *The Just War in the Middle Ages*, pp. 62-63)。

22) トマス・アクィナスは、自らの大著『神学大全』第二ノ二部の第40問題において、正戦の三要件を「第一は、そのひとの命令によって戦争が遂行されるところの、君主の権威がそれである。……第二には、正当な原因が必要とされる。……第三に、戦争する人達の意図が正しいことが要求される」とまとめている。大鹿一正、大森正樹、小沢孝訳『トマス・アクィナス神学大全』17 (創文社、1997年)、80-81頁。

その上で、ジェンティーリとそれ以前の正当原因論の異同について、もう少し細かく見ていこう。ジェンティーリの「正当原因」に含まれる四つの「原因」とはどのようなものなのだろうか。その内容、特に「動力因」と「質料因」については次節以降で詳細に検討することになるが、ごく簡単に整理すると以下のようになる。

まず、「動力因 (*causa efficiens*)」とは何か。ジェンティーリの説明によると、これは、戦争を正しく発動できる者とはいったい誰なのか、という点をめぐる判断基準である。『戦争法論』の中で、「動力因」については第1巻の前半部において論じられている。

次に、「質料因 (*causa materialis*)」とは、戦争を始めるための原因である。戦争が発動される前に、質料因の中のどれかに属する原因が前もって備えられていなければ、それは正しい戦争にはならない。質料因は、機能的に従来のスコラの正戦論における正当原因に相当するカテゴリーではあるが、ジェンティーリにより、その一部に相当程度広い解釈が付与されたため、従来の正当原因の要件と比べていっそう広範な事由を包摂することになった。質料因に関する具体的論述は、『戦争法論』の第1巻の残りの部分においてなされている。

また、「形相因 (*causa formalis*)」とは、戦争を実行する際の正しい行為とは何かを決める基準である。これについてジェンティーリは、『戦争法論』第2巻全巻を費やして、宣戦の必要性とその方法を皮切りに、諸々の交戦行為の妥当性、戦闘員と非戦闘員の処遇、休戦協定、戦時の安全通行権などの事項について24章に分けて詳しく論述している。

最後に、「目的因 (*causa finalis*)」とは、戦争を正しく終わらせるための基準であり、『戦争法論』の第3巻で同じく24章をもって論じられている。ジェンティーリの言葉を借りるなら、「勝者と敗者の権利、勝利がもたらす結果、戦争を終了させる方法論」がここで扱われているのである²⁴⁾。

23) 後にグロティウスもまたこの「正当原因 (*iusta causa*)」という言葉を用いているが、彼は、ジェンティーリ概念を採用せず、むしろスコラ学的な正戦論における意味に回帰している。ジェンティーリの考案した「正当原因」の概念があまり知られることがなかったのは、つまるところ、グロティウスが異なる用法を用いた影響によるところが大きいと思われる。

これら四種類の原因についての論述形式を概観するに、先ほども言及したように、『戦争法論』3巻の主要な論述対象である質料因、形相因、目的因は、それぞれ、後世に確立した正戦論を考察する際の三つのカテゴリー「戦争への正義 (ius ad bellum)」、「戦争における正義 (ius in bello)」、「戦後の正義 (ius post bellum)」と対応していることが分かる。このカテゴライズは、既に見た通り、ジェンティーリの考案した戦争論における構造的斬新さと合理性の表れであると言える。

しかし、一方で、ジェンティーリの正戦論に含まれる動力因、質料因、目的因という三つの基準は、先ほど言及したトマス・アクィナスの羅列する正しい権威、正しい原因、正しい意図という三つの要件をそれぞれ連想させるように思えなくもない。実際、ジェンティーリの形相因に関係すると思われる議論についても、トマス・アクィナスに、中世の慣行と結び付いて多少とはいえ述べられているところが見て取れるし、その流れを汲むスペイン後期スコラ学派の論者たちによっても著作の中で多かれ少なかれ同様の試みがされている²⁴⁾。無論、これらの論述は、『戦争法論』に見られるものほど詳細なものでも、具体的なものでも、深みを伴ったものでもなかったが、しかしこの類似性が、ジェンティーリの学説が、従来のスコラ的正戦論の伝統から脱却できていないのではないかという疑念をもたらす要因となっていることは否めない事実である。

しかし、正戦の諸要件に関する記述の中で、いくつかの要素においてスコラ的正戦論における考え方の重複が見られることは事実であるとはいえ、それだけを理由として、ジェンティーリが『戦争法論』の中で示した観点が従来のスコラ的

24) *D. I. B.*, b. I, chap. 7, p. 35.

25) 例えば、ジェンティーリより以前に著されたものとして、ビトリア「戦争の法についての特別講義」においても、戦時中の正しい行為に関する議論がなされている。これを英訳したものとして、Franciscus de Victoria, Ernest Nys (ed.), *Relectiones: De Indis and De iure belli*, as no. 7 of James Brown Scott (gen. ed.), *The Classics of International Law* (Washington, 1917). 邦訳は、伊藤不二男訳 (『ビトリアの国際法理論』(有斐閣、1965年)第2部、292-343頁)、および、工藤佳枝訳 (『フランシスコ・デ・ビトリア、インディオについての、または野蛮人に対するイスパニア人の戦争の法についての第二の特別講義』、田口啓子監修『中世思想原典集成20 近世のスコラ学』(平凡社、2000年)、271-335頁)などがある。

正戦論の伝統を踏襲したものに過ぎないと結論づけてしまうならば、それはいささか偏狭に過ぎるものの見方だと言わざるを得ないだろう。ジェンティーリが正戦論についてなした改変は、決して、従来のスコラの正戦論の三要件を、「正当原因」を構成する四原因へと看板だけを掛け換えたような簡単なものではないのである。

このことをより明確に証明するため、次章からは、従来のスコラの正戦論の伝統にも含まれているテーマでありながら、ジェンティーリの見解において強い独自性が示されている、戦争を正戦とするための二つの要件——「動力因」と「質料因」——について、その内容を詳細に見て行くこととしたい。そこから、両者の相違点が明確に現れてくることとなるであろう。

IV 「動力因」と「質料因」：ジェンティーリにおける正戦論の変容

ジェンティーリの「正当原因」説は、その中に包摂される四つの「原因」すべてにおいて、従来の正戦論に構造的変化をもたらしていると考えられる。既述の通り、本稿においては、その中で、「動力因」と「質料因」について論じていきたい。それらは、『戦争法論』の第1巻で論述され、ジェンティーリの戦争観全体的を解き明かす手がかりとなっている。

1. 「動力因」：前提としての戦争の定義と正戦を行う者

まず、「動力因 (causa efficiens)」とは何か。ジェンティーリの説明によると、これは、戦争を正しく発動できる者とはいったい誰なのか、という点をめぐる判断基準である。これについて、ジェンティーリは、戦争についての定義を議論の前提として行うことと合わせて、明確な説明を加えているのである。それゆえここではまず、ジェンティーリが、戦争が戦争として認められるために必要であると考えた前提と、戦争の定義そのものを明確にすることからはじめる。

ジェンティーリは、『戦争法論』の序論とも考えられる第1章において²⁶⁾、国家間の戦争を規定するものは、道徳でも政治でもなく、ほかならぬ法であるべきだと言明している。彼によれば、ここで言う「法」は、一国——たとえその国が

ローマのような大帝国であったとしても——の国内法であってはならず、全世界の諸民族からなる人類社会に共通の法である万民法 (*ius gentium*) でなければならない。かような万民法は、神法の一部であり、また自然法の具現化でもある。自然法は人類の生まれつきの理性にとって自明の規範であり、その中の各原則は、いわば証明を要しない公理である。一方、万民法は、普遍的人類社会に属する諸民族の共同の合意により認められると定義されるが、とはいえ実際にすべての民族が一堂に会して合意を確認することは——少なくともジェンティーリの時代においては——不可能であることは明らかであるから、それは、既知の諸民族が共通に有する慣習からの抽出により得られることになる。その抽出作業を実際に担当するのが法学者たちであり、彼らは、この仕事を遂行する際に、あるいは自らの自然的理性に照らし合わせ、あるいは偉大で賢明な先達の教え——それは彼らが備えていた理性の発露でもある——に学び、あるいは市民法 (先人たちが示した理性の記録の蓄積) や聖書 (全人類のために書かれた神の教え) などの素材を検証するといった手法を用い、戦争を規定する法を見つけ出すべきだと、ジェンティーリは論じている。

続いて、ジェンティーリは、戦争の定義について次のように述べている。「戦争は、公の武力による正しい闘争である」²⁷⁾。この定義自体は非常に簡潔ではあるが、ジェンティーリの構想する戦争 (*bellum*) の二つの要素を明快に伝えている。すなわち、ひとつには、戦争が公的性格を伴う国家行為であること、そしてもうひとつには、交戦者の双方がいずれも「正しい」という状況がありうること、の二つである。そして、これらの二つの要素が、最終的に、戦争に関与する全ての当事者は法的な立場においては平等である、という観点に集約されていくことになる。

この点について少し詳しく考察してみたい。まず、ひとつ目の「公的」要件については、戦争を行うものは、双方ともにその上に上位者も裁判官もない、国

26) 『戦争法論』は第1巻のみ25章が置かれ、続く第2巻と第3巻はともに24の章からのみ構成されている。また、第1巻第1章の最後に、「これから直ちに本論を開始することにしよう」との表現が記されている (*D. I. B.*, b. I. chap. 1, p. 11)。これらのことから、第1巻第1章は、書物全体を通じての序論である、と捉えることができるのである。

27) *Ibid.*, chap. 2, p. 12.

家の君主でなければならない²⁸⁾、ということの意味している。この場合における君主は、無論、独立した主権国家の統治者または代表者であり、すなわち公人であって私人ではない。したがって、君主＝国家の間に争いが生じたとき、その紛争は、地上においては、上位者による裁判を受けて決着することはできない、ということになる。それゆえ、紛争解決のためには、両当事国が自国の公的な武力を行使することが必要となり、また求められるのである。このような場合においてのみ、引き起こされる武力闘争は「戦争 (bellum)」として理解され、これにより当事者双方は互いにとっての「敵 (hostis)」と化す²⁹⁾。

ところが、海賊や盗賊のような集団または個人は、たとえ君主＝国家との間に武力闘争を交わすことが事実としてあったとしても、当該国が行使する司法権力の対象から自らを除くことができるわけではない。言い換えるならば、彼らは国家にとっての「敵」として扱われるべき法的立場に就くことはできず、国家と「戦争」を行う資格を取得することもできないのである³⁰⁾。すなわち、ジェンティーリが、戦争を「公的」武力闘争と定義したことによって、戦争当事者たる資格は、後の時代に国際法の最も重要な主体になった主権国家のみに限定された。そして彼が、戦争当事者適格を持つ主権国家間の法的平等関係を強調することにより、中世から続いてきたキリスト教的正戦論の持つ戦争の懲罰的性格——つまり「正しい」側が「正しくない」側に罰を与える、という戦争の意義づけ——を否定するという結果をもたらしたのである。

では、ジェンティーリによる戦争の定義の持つ第二の要素について考察してみよう。ジェンティーリは、戦争を「正しい闘争」と定義しているが、この場合の「正しい (iusta)」とはいかなる意味であろうか。戦争の定義が示された章の中で、「正しい (iustum)」という言葉について、彼自身は、単に法に基づいているもののみならず、あらゆる部分において完全であるものを意味すると説明を加えている³¹⁾。したがって、戦争という国家行為は、外面的強制力を伴う規範と

28) *Ibid.*, chap. 3, p. 15.

29) *Ibid.*, chap. 2, p. 12. ちなみに、この「正しい敵 (iusti hostes)」という概念を用いた論理展開に対して、カール・シュミットは極めて高い評価を与えている。カール・シュミット、前掲、186-187頁参照。

30) *D. I. B.*, b. I, chap. 4, pp. 22-26.

しての法のみならず、内面から自律する規範である道徳の要求にも合致したものでなければならない。この基準が加えられたことは、一見すると、戦争という事象を法学の側面のみから扱うというジェンティーリの本래の立場との間に矛盾を生ぜしめる見解であるかのようにも思える。しかし、実のところこのことは、戦争を規定する法が持つ性質としての万民法が、人間の生まれつきの理性に基づき、自然法から具現化されるものだという、ジェンティーリの万民法の本質に対する認識から導き出されるものなのである。他方でまた、戦争に道徳的な完全性を求めるという基準設定は、万民法の持つ外面的強制力の不足を補うために必要な措置になっているとも言えよう³²⁾。

ところで、「正しい」という言葉を戦争の定義に加えたことにより、ジェンティーリの戦争観は、明快さという点において後退し、ややもすればアウグスティヌスから持続してきた道徳的神学的正戦論の伝統から決別できていないかのように見えなくもない³³⁾。実際、戦争の定義について詳しく説明する中で、ジェンティーリ自身、戦争を行うこと自体は不正ではないという主旨の論旨を展開している。これは、一見するところ、中世から続いてきた正戦論の論法との間に幾分かの相似性を示しているかのように思われる³⁴⁾。

しかし、たとえば従래の正戦論が、キリスト教徒は武力を行使し血を流すことがあってもよいのか、という問題設定に関して、正戦の諸要件が満たされるならば戦ってよいという解答を導くことを前提に³⁵⁾、あくまでも信者個人の内的・

31) *Ibid.*, chap. 2, p. 13.

32) したがって、「公的」要件のみを重視し、ジェンティーリの学説が戦争の国際法問題に関わる議論から神学者を排除し非差別的な戦争概念を確立させたとしてその画期的な意義を強調したカール・シュミットの解釈は、他面では、この道徳的側面を軽視し過ぎているということにもなるのである。カール・シュミット、前掲、188頁。

33) 実際、伊藤は、まさにこの点を理由として、ジェンティーリは従래のスコラ学的正戦論の伝統から明確に離脱できたわけではなかった、という限定的評価を下している。「アルベリクス・ゲンティリスの戦争の概念」参照。

34) *D. I. B.*, b. I, chap. 5, p. 27.

35) アウグスティヌス以降のキリスト教的正戦論の論者たちが議論を展開する際にしばしばこの論法を用いているのは、初期キリスト教に存在していた絶対平和主義への強い志向性が念頭に置かれていたからである。彼らは、戦いを行うこと自体が、全キリスト教信者が守るべきとされる「忍従の掟」に反していないことを論証するところから始めなければならなかったのである。

靈的な要素を重視する姿勢を示しているのに対して、ジェンティーリは、議論の対象を、常に、戦争を行う主体である国家（およびその主権者たる君主）に限定して論じているのである。これは決定的な相違点であり、決して軽視されるべきではない。さらに彼は、国家間の戦争を行うこと自体は不正ではないという見解と合わせて、戦争においては、当事者双方ともに正しいことがあり得るとも指摘しているのである³⁶⁾。

ここからは、次のようなことが分かる。すなわち、ジェンティーリが「正しい」という言葉をもって意味させようとしたものは、客観的な基準による衡量を経た絶対的な正義ではなく、当事者の主観的な認識によって判断される相対的な観念である。従来、正義を絶対的なものとするスコラ学的正戦論に立脚すれば、正しい者同士の間に分岐が生じ相互に戦うことはそもそもありえないということになるはずである。しかし現実においては、キリスト教世界と部外者との戦いはもちろんのこと、同一の宗教と世界観を共有するはずのキリスト教世界内部においても武力紛争の火種が絶えることはなかった。つまり、これらの紛争に関しては、スコラ学的正戦論は極めて限定的な意義しか持ち合わせていなかったのである。ジェンティーリは、スコラ学的正戦論が持つこうした欠点を明らかに認識しており³⁷⁾、だからこそ彼は、『戦争法論』において、より現実に適合的・適応的な規範を提示しようと試みたのであろう。彼によれば、絶対的正義の存在は否定こそされないものの、「われわれ人間の本質の弱さ」——つまり、人間の理性と知識の限界——により、最も純粹で真実な正義——つまり、絶対的な正義——は認識され得ない。したがって、人間はみな、自らの立場からしか真実を窺うことができないとされる³⁸⁾。実際に戦争が行われる場合を考えてみるならば、本来ならば一方がより絶対的な正義に合致し、一方が合致しないということになるか、または両方ともに正義から離れているという状況になるはずであるが、しかしながら当事者たちも第三者も、どちらが正義に合致しているのかを自身では正確に判断することができない。ゆえに、当事者たちは等しく戦争の法を遵守す

36) *Ibid.*, chap. 6, pp. 31-33.

37) *Ibid.*, chap. 6, p. 33.

38) *Ibid.*, chap. 6, p. 31.

べきだというのが、ジェンティーリの主張において主眼とされているところである。それゆえ、万が一、当事者の一方が不正を行っていることが明らかであるような場合があったとしても、このことは戦争の法の適用を妨げるものではないのである³⁹⁾。

以上のことを、伝統的正戦論との比較という観点からまとめなおすと次のように言えるだろう。従来のスコラ的正戦論の伝統においては、戦争——それは必ずしもジェンティーリの定義する「公的」戦争と同一のものとは限らないが——は、キリスト教信者個人の霊的な問題を出発点として、道徳的神学的な事象としてのみ扱われてきた。これに対しジェンティーリは、戦争の動力因を君主=国家に厳しく限定することで、明らかな離脱を示している。確かに、トマス・アクィナスも正戦の三要件に君主の権威を挙げているのであるが、しかしここで実際に論じられているのは、あくまで、戦争に参加するキリスト教信者個人の魂が救済されるための要件として、その戦争が、君主の権威や命令に基づいたものであることが求められる、ということに過ぎない。さらに言えば、アクィナスの時代、つまり西欧中世の分権的な政治状況を顧みるならば、ここで彼が言及している「君主」が、実際にどの階層からどの階層までを対象としているかについては、極めて多義的な解釈が可能である⁴⁰⁾。一方、ジェンティーリにあっては、戦争が「公的」行為であり私的な武力闘争ではないという定義そのものが強調されており、行為主体として想定されているのは他ならぬ国家主権者としての君主である。

39) ただし、ジェンティーリは、自らの学説の中で正当原因が非常に広範なものを含みこむように設定されているため、こうした一方のみが明らかに不当であるという状況はきわめて稀な、限定された事例にとどまる、と述べている。その上で、その稀な状況が現存しているとしても、一般状況の下で適用される法がそれによって変わるものではないというのが彼の考えであった。それらの不正について、後に戦後処理の際に懲罰を加えることは許される、と彼は想定しているが、この点については、ここには、不正側が勝利を得た場合についての想定は明らかに欠けていると言わざるを得ないだろう。

40) トマス・アクィナスのみならず、ジェンティーリと同時代に活躍していた後期スコラ学派の論者たちもおこの問題について明確な答えは出せていない。同種の問題を抱えている例として、例えば、ビトリア「戦争の法についての特別講義」などがある。他方、後期スコラ学派の中で、この問題に関して一層の明確性を示したものとしては、スアレズ『法律についての、そして立法者たる神についての論究 (*De legibus, ac deo legislatore*)』(1612)が挙げられる。伊藤不二男『スアレズの国際法理論』(有斐閣オンデマンド版、2005年)、69-72頁を参照のこと。

すなわち、戦争を正しく発動することができるのは、君主＝国家以外の何者でもあり得ない。それ以外の者が主導して行われる武力行使はその規模や内容がどのようなものであろうとも、非「公的」なものに過ぎず、したがって「正しい」戦争どころか、戦争としてすら認められることがないのである。

このように、ジェンティーリの「動力因」論とアクィナスによる正戦の要件論との間には概念の意味内容、および議論の方向性という点で明確な相違が認められる。その上、ジェンティーリは、認識論的観点を援用することによって、従来スコラ的な正戦論における絶対的な正義を相対化させ、当事者双方に平等に戦争の法を適用させる空間を作り上げたのであった。

2. 「質料因 (causa materialis)」: 範囲の拡大解釈と国家の政治的考慮の導入

それでは、「質料因」に目を転じよう。ジェンティーリは「質料因」をして、戦争を始めるための原因を意味するものとしている。それは、さらに、「神的原因 (causae divinae)」、「自然的原因 (causae naturales)」、「人的原因 (causae humanae)」の三種類に分かれている。この区分は、法を「神法 (ius divina)」、「自然法 (ius naturae)」、「人定法 (ius humana)」に区分する従来慣わしに影響を受けていると考えられる⁴¹⁾。以下、それぞれについて見ていく。

A 「神的原因 (causae divinae)」

まず、「神的原因 (causae divinae)」に基づく戦争とは、神が戦争を命令した場合を指す。こうしたケースの具体例として、旧約聖書においてイスラエル人に下された神の命令や、古代ギリシア・ローマにおける神託や予言などが挙げられる。これら極めて神学的な出来事について、法学者たるジェンティーリは、アウグスティヌスに遡る古い資料を援用してそれが正当性を備えていることを簡潔に認めた上で⁴²⁾、議論の矛先を同時代の関心事である宗教戦争に向けた。ここで、

41) Coleman Phillipson, *Introduction, D. I. B.*, b. I, p. 9a. しかし、「神法」、「自然法」、「人定法」および「万民法」、「市民法」などの区分は、論者と時代によって異なり、決して明確な境界を示しているわけではない。これらの用語法の発展史については、柳原正治『ヴォルフの国際法理論』(有斐閣、1998年)1章、13-26頁を参照。

42) *D. I. B.*, b. I, chap. 8, pp. 36-37.

彼は、宗教のための戦争は正当な戦争ではなく、宗教の不一致が、ただそれだけで戦争を發動する原因になることは許されない、と明確に述べている⁴³⁾。ジェンティーリによれば、信仰は自然法によってもたらされるものであり、したがって、信仰を持たない人たちは、人間というよりむしろ動物のようなもので、海賊と同様に人類共通の敵とされるべきである。しかし、他方において彼は、何の信仰も持たないような民族はおよそ現実に存在し得ない、と断言しており、信仰を持つ者なら——たとえその信仰がキリスト教と異なるものであっても——寛容な処遇が与えられるべきである、という見解を示している⁴⁴⁾。

ジェンティーリのこうした考え方は、彼と同時代に活躍していた後期スコラ学派の中心的な見解と一致している。実際、ここでは、ビトリアやコバルビアスなどの著作が引用されている。彼ら後期スコラ学派の論者たちは主に、宗教のための戦争が不正だと結論づける際に、信仰は外からの強制によってもたらされるものではなく、異教徒はわれわれと異なる風に生活するだけでわれわれに実害をもたらすわけではない、といった考え方を論拠としている。この点に関してはジェンティーリも同様であるが、しかし、彼はさらに先鋭的な立場を示している。ジェンティーリは、宗教の敵と教会の敵は必ずしも一致するとは限らず、教会は宗教と信仰のためではなく世俗的目的で戦争を行うことも多い、と指摘したうえで、註解学派の先輩であるバルドゥスの説——そこでは異端と異教徒に対する戦争が許されている——を批判することすら辞すことなく、カトリック教会に対する不信感をあらわにしているのである。彼は、信仰の問題に関して裁く権利を持つのは神のみであると主張した⁴⁵⁾。これは、まさにその信仰の問題で迫害を受け、母国から亡命することを余儀なくされた苦い経験を持つジェンティーリならではの見解であるといえよう。

43) *Ibid.*, chap. 9, pp. 38-41.

44) なぜなら、世の中には、異なる信仰を持つ者への攻撃を呼びかけるほど邪悪な宗教は存在しないからである、とジェンティーリは考えている (*ibid.*, chap. 9, p. 40)。

45) *Ibid.*, chap. 9, p. 39. その後、第10章と第11章において、ジェンティーリは、君主と臣民との間の宗教的関係について論じる。しかし、その場合、「戦争」という言葉を用いたため、用語法が必ずしも常に正確ではないという概念的精密性の問題が露呈してしまっている。

B 「自然的原因 (causae naturales)」

続いて、ジェンティーリは「自然的原因 (causae naturales)」を質料因のひとつとして挙げている。これについて詳しい分析を行う前に、まず明確にしなければならない前提がある。すなわち、ジェンティーリの構想にあつては、基本的に、自然において人間は相互に敵ではないということである⁴⁶⁾。ジェンティーリの思い描く国際社会の常態は、戦争ではなく、平和である。そして、その平和が破られる／破られそうになるとき、戦争をもって平和を取り戻し／維持し、国家の自然的権利を貫くこと、それこそが「自然的原因」を構成するのである。

ジェンティーリは、「自然的原因」を、自衛戦争における原因⁴⁷⁾と攻撃戦争における原因⁴⁸⁾と大きく二種類に区分し、それぞれのカテゴリーの中で、さらに、「必要的 (necessaria)」、「功利的 (utilis)」、「道義的 (honesta)」という三つの状況を設定する。少し細かくなるが、以下、それぞれを見て行きたいと思う。

a) 自衛戦争における「自然的原因」

「必要的自衛 (necessaria defensio)」とは、実際に被る武力攻撃に対して反撃する、いわば最も純粋な自衛行為である⁴⁹⁾。これについては、正戦という概念が出現した当初から戦争を行う正当な原因だと考えられており、ジェンティーリの独創性は見出せない。

それに対して、予想される攻撃への危惧に基づく先制的武力行使をも自衛として認める「功利的自衛 (utilis defensio)」の原因をめぐるジェンティーリの観点は、従来の正戦論の神学的道徳的伝統とは強い対照を示している。もちろん、ここで言う「危惧」が引き起こされるにはしかるべき事由が必要で、疑心暗鬼によるものでは不十分であるとされているが、実際には、結局、国家の個別的な政治的判断に委ねられるしかないことは言うまでもない。したがって、この原因の設定は、常に現実への適用可能性についての考察を怠らないジェンティーリの学説

46) *Ibid.*, chap. 12, p. 55.

47) *Ibid.*, chaps. 13-16, pp. 58-78.

48) *Ibid.*, chaps. 17-19, pp. 79-92.

49) *Ibid.*, chap. 13, p. 58.

の、いわば「功利的」な特徴を示すものといえるだろう。もっとも、ジェンティーリは、従来の正戦論の伝統に比して、先制攻撃に一定程度の理解を示しているのであるが、これは決してそれを正当化するための理論を構築することが念頭に置かれていたためではなく、むしろ、突発的な戦争の発生を避けるために、かねてから仮想敵国に政治的な牽制を施し、潜在的な危険性があまりにも強大になり過ぎないように、勢力均衡の維持を心掛けることが賢明だという国際政治に関する見解に基づいていたのである⁵⁰⁾。言ってみれば、先制攻撃が正当化され得る、という理解そのものが戦争の勃発を防ぐ契機になる、という認識がジェンティーリの中にあっただといえるだろう。

そして、正当とされる自衛の最後の局面である「道義的自衛 (*honestas defensio*)」について、彼は次のように定義している。すなわち、戦争が、自国あるいは自国の国民に加えられる危険への危惧によるのではなく、また自国の利益を求めためでもなく、ただ他を救助するためだけに発動される場合、その戦争は「道義的自衛」による戦争である、と⁵¹⁾。

同輩を救助するために発動する戦争は、中世の正戦論以来正しい戦争と認識されてきたが、「同輩」が示すところの範囲については、中世盛期の神学者がキリスト教信者一般と解し、後期スコラ学派の論者は人類社会の構成員全体へと定義を拡大する方向性を示すなど、定かにはされてこなかった。これについてジェンティーリは、現実の世界により即したかたちで解釈を施し、他国の臣民が君主により残虐かつ不当に扱われているときに、彼らに対し支援をなすことも「道義的自衛」の中に含みこんで肯定できる、と主張したのである⁵²⁾。ただし、このような「道義的自衛」は、確かに、国際社会の公共の福祉を守るという見地からして、すべての国際社会構成員の義務であるとされてはいるものの、それを実行する意思や能力を持たない者にとっては必ずしも実行しなければならないわけではない、とも考えられている⁵³⁾。むしろ、興味深いことに、ジェンティーリは、

50) *Ibid.*, chap. 14, p. 65.

51) *Ibid.*, chap. 15, p. 67.

52) *Ibid.*, chap. 16, p. 75.

53) *Ibid.*, chap. 16, p. 75.

「道義的自衛」は、それだけで戦争を正当化するには十分ではなく、常に「必要的自衛」または「功利的自衛」に基づくその他の原因と結合して初めて戦争を發動する正当な原因として認め得る、と考えているようである⁵⁴⁾。たとえば、不正が他国の君主にはなく逆に臣民の側にある状況の下で、臣民の側に支援をなすことは、「道義的自衛」という原因を見出しえないのは無論のことだが、しかしそれが自らの利益をもたらすならば、「必要的自衛」または「功利的自衛」を原因に戦争を發動することは許される、とするのである⁵⁵⁾。

ちなみに、ジェンティーリが議論の対象として念頭に置いているのは、君主たるスペイン王に対し反乱を続けるベルギー（南ネーデルラント）を、イングランドが支援すべきかどうかという、『戦争法論』執筆当時の現実的な問題であり、彼は結論として、イングランド自らのためにベルギーを支援するのが最も必要でかつ国益にも適うものであると唱えたレスター伯（Robert Dudley, 1532?-88）を「偉大な英雄」だとしてその考えを絶賛してみせている。また、ベルギーを、リプシウス（Justus Lipsius, 1547-1606）の言を借りて「ヨーロッパの防波堤」と呼び、それが崩れたらスペインの脅威を防ぐものはもはや残らなくなってしまう、とも主張している⁵⁶⁾。この一連の議論は、まさに前出の「功利的自衛」の議論とも呼応しており、国際社会の分権的構造に対するジェンティーリの期待を表すものであると同時に、彼の、現実に根ざした戦争法論の特色を何よりも示しているものである。

b) 攻撃戦争における「自然的原因」

他方、自衛戦争と同様に、攻撃戦争の原因についても「必要的」、「功利的」、「道義的」という三つの場面が想定される。ジェンティーリの説明によれば、「必要的」原因とは、必要的自衛の場合と同様に、戦争を行わなければ自らの生存を保持することができない状況を指すという⁵⁷⁾。その顕著な事例として、自らの

54) *Ibid.*, chap. 16, p. 76.

55) *Ibid.*, chap. 16, p. 75.

56) *Ibid.*, chap. 16, p. 78.

57) *Ibid.*, chap. 17, p. 79.

国土を失った亡命者が無主の土地へ移住したときに、その土地への占有が妨害されるようなケースが挙げられている⁵⁸⁾。

次に、攻撃戦争に関する「功利的」原因とは、受けた不正に復讐する権利の行使を意味している。ここでは、不正に対して復讐しない者はその他の不正をも呼び起こす、という考え方が下敷きにされており、まさにそれゆえこの原因は「功利的」だと呼ばれているのである⁵⁹⁾。キリスト教的正戦論においては、歴代の論者たちは、単純なる復讐を教義に反するものとみなし、むしろこれよりも、なされた不正に対する懲罰を戦争の正当原因とする立場を示しているのである⁶⁰⁾、ジェンティーリは、むしろ、古典古代に由来する観点を多く引用し、復讐を、自然法に属するものとして、戦争を発動するための正しい原因のひとつに

58) *Ibid.*, chap. 17, p. 79.

59) *Ibid.*, chap. 18, p. 83.

60) 前出注21に述べられたように、アウグスティヌス『モーセ七書質疑録』、および、それを抜粋したグラティアヌスの教令集における正戦は、ともに「不正な侵害が報復されるもの (quae ulciscuntur iniurias)」と定義され、戦争を発動する要件としての正当原因について言及している。ここで用いられている「報復される (ulciscuntur)」という語は、復讐や罰という意味を持つ名詞「ultio」を語源に持つ。その名詞から発生した動詞「ulciscor」は、撃退する、復讐する、懲罰するなど幅広い範囲の暴力行為を含ませている。そのため、解釈によっては、キリスト教的正戦論において正当原因とされている事項は、自身になされている不正な侵害に対する自衛、自身になされた不正な侵害に対する復讐、さらに不特定対象になされた不正な侵害に対する懲罰など多様な可能性を持ち合わせているとも理解できる。しかし、その一方で、グラティアヌスの教令集には、アウグスティヌスの『マニ教徒駁論』の戦争に関して述べられた一文を収録している箇所がある。それによると、「戦争において本当に非難されるべきなのは、加害の欲求、報復の残酷さ、荒々しくて無情な敵意、暴動の野蛮さ、支配欲、およびその他の似たようなものである (nocendi cupiditas, ulciscendi crudelitas, implacatus atque implacabilis, animus, feritas rebelanndi, libido dominandi, et si qua similia, hec sunt, que in bellis iure culpantur)」、とされる (P. II, C. 23, Q. 1, c. 4)。ここからも分かるように、キリスト教的正戦論の論者たちが、「報復 (ultio)」という語をもって意味しようとするところのものは、被害者としての怒りや恨みによる復讐ではなく、裁判官としての秩序を維持する意図に基づく懲罰なのである。すなわち、キリスト教的正戦論の論理の中で、「それによって不正な侵害が報復される」と定義づけられている正戦とは、決して自力救済による復讐行動を指しているのではなく、キリスト教の道徳観念に合致する刑罰戦争を意味しているのである。Hiroyuki Ogino, 'Augustine on the Christian Justification of Violence', Ludger Kühnhardt, Mamoru Takayamara (Hrgs.), *Menschenrechte, Kulturen und Gewalt* (Bonn, 2005)、および、伊藤不二男、「グラティアヌス『教会法』における正当戦争論の特色—国際法史研究—」、『法制研究』26巻2号、1-24頁を参照。

数えている。しかも、この場合における「不正」の内容に関しては、ジェンティーリにあっては、生命・財産などに対して実害が加えられることにとどまらず、たとえば名誉毀損などといった精神的被害も含まれる、非常に広い解釈が採られているのである⁶¹⁾。

続いてジェンティーリは、自然権が侵害されたことによって生じ得る戦争を、いくつかの事例を挙げて説明している⁶²⁾。おそらく「功利的原因」に分類されるのであろうこれらの事例は、それぞれ、交通、通商、海洋に関するものである。ジェンティーリは、基本的に、ピトリアの論調に賛同し、これらのいずれに関しても自由な利用を認める立場にあるが⁶³⁾、海洋の自由については、独特の議論を展開した。すなわち、海洋は万人の利用に供されるものではあるが、それと同時に、そこには君主による司法権と管轄権が存在する。これらの権利は、万民法に属すもので、あくまで海上でなされる犯罪を罰し秩序を維持することを目的としており、公共の自由利用を排除する効果を伴うことはない。したがって、もしある君主が他に対して海洋の自由利用を妨害するならば、そのことは自然権の侵害となり、君主自身に対する戦争を発動するための原因を与えることになるのである。ただし、この部分について論じた箇所では「君主」という言葉が単数形で用いられているが、海洋における司法権と管轄権が具体的にどの国の君主に属するかについては、詳細な説明は行われていない⁶⁴⁾。

61) *D. I. B.*, chap. 18, p. 84.

62) *Ibid.*, chap. 19, p. 86. 実のところ、『戦争法論』の第1巻の第19章以降は、各章の構成がそれ以前に比べ明確ではなくなっている。まず、18章の最後で、あたかもそれまでの章では「神的原因」しか扱われていないかのような書き方がなされ、19章では「自然的原因」全体の事例が対象として論じられているが、その中に分類されるはずの「道義的」攻撃戦争の原因については、第1巻の最後である25章で別に触れられているのである。したがって、ここからの分類は、筆者によるものであり、例えば、伊藤「ゲンティリスにおける戦争の質料因」のように、異なる分類法が用いられる場合もあることを付記しておく。

63) ちなみに河川について、ジェンティーリは、海洋の場合と異なる見解を示す。*D. I. B.*, b. I, chap. 19, p. 92.

64) この問題をめぐるジェンティーリの観点をいっそう明確に理解するためには、『スペイン擁護論』に対する考察も必要であろう。この点について、Kenneth R. Simmonds, 'Gentili at Admiralty Bar 1605-1608', in Giuffrè (ed.), *Rivista internazionale di filosofia del diritto* (Milano 1958).

最後に、「自然的原因」に分類される攻撃戦争の「道義的」原因について見てみよう。これは、自らのためではなく、共通の利益のために他人の代わりに戦争を行うことを指す⁶⁵⁾。自然法と人類共通の法に対する明確な違反が確認される場合には、何人であれ⁶⁶⁾武力を行使してそれを阻止することができる、とジェンティーリは論じている。上述した「道義的自衛」との相違は、「道義的自衛」が主に、他国の君主から残虐で不正な取り扱いを受けているその国の臣民を保護するような場合を想定しているのに対して、「道義的」攻撃戦争では、「他国の臣民」のように明確な援助対象となるようなものは存在しないが、「人類」に共通する本性に反するような行為がなされた場合に、それを擁護するため、復讐として提起することが求められる戦争が意味されている⁶⁷⁾。具体的には、食人や殉死、生贄、獣交などが、人間本性に反する行為の例として挙げられている。したがって、新大陸でこれらの行為を繰り返すインディアン諸部族に対しスペイン人が戦争を行うことは正しいと、ジェンティーリは考えている⁶⁸⁾。また、基本的に、「道義的自衛」の原因による戦争に関して述べたことは、「道義的」原因による攻撃戦争の際にも適用できるが、しかし、後者の場合には、基準が自衛戦争の場合に比してより厳しくなり、不正であることが明らかな側への援助となる戦争は行ってはならないとされている⁶⁹⁾。

C 人的原因 (causae humanae)

正戦を発動するための「人的原因 (causae humanae)」とは、人定法への違反があったことを理由として戦争に訴えることのできる場合である⁷⁰⁾。ここでは、戦争は、罪を罰する機能を持つ一種の正義にほかならない。この刑罰的な機能を

65) *D. I. B.*, b. I, chap. 25, p. 122.

66) もちろんこの武力行使が「戦争」として認められるためにはそれが国家=君主によって行われることが必要である。

67) *Ibid.*, chap. 25, p. 125.

68) *Ibid.*, chap. 25, pp. 122, 125. しかし彼は直ちにこれに補足を付し、ただキリスト教を拒否する、という理由だけでインディアン部族に対して戦争を発動するのは不正であると明言している。

69) *Ibid.*, chap. 25, p. 125.

70) *Ibid.*, chap. 20, p. 93.

実現するために、二つの事項について留意がされなければならない。一つは、犯罪が明白に証明されなければならないこと⁷¹⁾、いま一つは、戦争という恐ろしい悪を発動することとの対比からして、なされた犯罪が軽微な不正であってはならないことである⁷²⁾。

とはいえ、ジェンティーリは、この二つの留意事項をただ当為的な規範として設定するのみで、現実の国家行為に対する適用可能性を考慮しないままに留めているわけではない。「証明の明白性」について彼は、たとえば、もし加害者と疑われる側が平和的な仲裁に委託するのを拒否したか、あるいは仲裁に委託がなされたが問題の解決に至らなかったような場合には、たとえ犯罪自体に疑わしい点があったとしても、害を被った側の君主がそのまま事態を放置しておくことを望まないのであれば——最大限の慎重さが留保されるべきではあるが——武力に訴えることもできる、と述べている。また、「犯罪の重大性」については、ジェンティーリは、法の理念——つまり刑罰戦争の理由となる犯罪は重大なものでなくてはならない、という考え——と、現実の歴史的事象——取るに足らない犯罪を理由とした刑罰戦争が、現実には少なからず起きていること——との間に乖離が存在することを認めつつ、ギリシア神話からはじまり、古代ローマの歴史的事件、さらには聖書の記載まで幅広い素材を例に検討を加え、軽微に見える犯罪もときにはその背後に戦争に値するほど重大な権利侵害が隠されていることを立証し、戦争の正当性に関して、理念を安直に適用して軽率な判断を下すことを戒めている⁷³⁾。

この後、ジェンティーリは、被害と戦争との比例性という議論の延長線上で、君主と国家自体によりなされた不正ではなく、私人が不正をなし、当該個人が服する君主または国家がこれに対する償いをできなかったような事例について論じる⁷⁴⁾。これは、言い換えるなら、私人の不法行為に基づく国家帰責の問題である。ジェンティーリは、この問題をめぐる議論を二つの論点に分けて分析してい

71) *Ibid.*, chap. 20, p. 93.

72) *Ibid.*, chap. 20, p. 93.

73) *Ibid.*, chap. 20, pp. 93-98.

74) *Ibid.*, chap. 21, p. 99.

る。すなわち、第一に、私人としての市民の行為は直接その国家の責任に帰せられ得るか否か、第二に、不正を正すことに失敗した国家は自らに対し責任を負うか否か、という二つの論点である⁷⁵⁾。

ジェンティーリは、前者については否定的な見解を示すが⁷⁶⁾、後者については基本的に肯定的であり、国家は自らの国民に対し管轄権を有しているため、国民のなした不正についてすでに認識しているにもかかわらず是正措置を採らないことは、国家全体に対する戦争が発動されるための正しい原因を与えることになる、としている。また、国家が、私人たる国民から被害を受けた者に対し損害賠償を与えることを明示的に拒否する場合のみならず、その者が連続的あるいは断続的に行い続けている不正行為を見逃し、何らの手立ても講じないような場合についても、是正の責任が果たされていないことになる、と彼は考えている。この一連の議論は、宗教的・道徳的視座から正戦論を展開する従来の論者たちの対象領域からは大きくはみ出すものである。ジェンティーリは、ここで、バルドゥスやアルチャートなどのローマ法学者が展開してきた、団体と構成員のあるべき関係をめぐる見解を数多く引用することにより、戦争法の領域における私的個人の行為と国家責任をめぐる学説を構築しようとし、かつ、そのような試みを通じて、神学的な手法に取って代わるべき法学的・方法論を近代的戦争法——さらに言えば、国際法全般——の中に導入することをもくろんでいた。

また、実用性のある理論を構築しようとする一貫した姿勢の一端として、ジェンティーリは、私人によって繰り返される不正行為の扱いを説明する際に、当時の現実的問題を引き合いに出している。つまり彼は、『戦争法論』が著された当時は、既述の通り、イングランドとスペインとの間に海戦が繰り返されていたが、その中でスペインに対する戦争のための物資と軍需品の供給を止めようとし、ない外国商人の処遇について論じているのである。これらの商人たちに対する、

75) *Ibid.*, chap. 21, p. 100.

76) ただし、ジェンティーリは、国民の大多数によってなされた不正行為について、国家の責任の有無を判断する上では、作為と不作為とを区別する必要があるとしている。作為による不正の場合、それを承認する国家の正式な手順を踏まえていなければ、やはり国家の行為とは考えられないが、不作為による不正の場合、こうした形式的な要件が満たされているか否かは問われない、と彼は考えている。*Ibid.*, chap. 21, p. 103.

スペインとの通商行為を控えるようにというイングランド側からなされた要請は、万民法と通商の自由に反しているため、彼らがそれを無視し、スペイン人との通商を継続していることは、「厳格に字面どおりの法」に照らし、何ら違反するものではない。しかし、他方において、彼らの行為は、イングランドとその同盟国たちにとって、大いなる危険と損失とをもたらすものである。その場合には、「貿易の権利は確かに正当ではあるが、自らの安全を確保する権利はより正当性が高い。前者は万民法に属すが、後者は自然法に属す。前者は私的市民に関わるが、後者は王国に関わる。したがって、貿易は王国に道を譲り、人間は自然に道を譲り、金は命に道を譲るように」と、ジェンティーリは記している⁷⁷⁾。このように、彼は、イングランドの政治的立場に与しつつ、同時に、対敵取引の禁止または戦時禁制品の制度を正当化しているのである⁷⁸⁾。

D その他の問題

戦争を発動する様々な質料因を大きく「神的」、「自然的」、「人的」という三つのカテゴリーに分けてそれぞれ検討を加えた後、次の論点に移る前にジェンティーリは、質料因の議論全体に関わる三つの問題を補足的に論じている。それは a) 古い原因は戦争を発動するために有効でありうるか、b) ローマ帝国はいまだに存続しているのか、c) 前任者に対し合法的に発動した戦争を引き続きその継承者に対して行うことは合法であるか、という三点からなる。われわれは、本章の締めくくりとして、それぞれについてのジェンティーリの論理を考察していきたい。

a) 古い原因に基づく戦争の正当性

まず、第一の問題提起は、国際法に時効制度を導入する最初の試みともいえよう⁷⁹⁾。結論として、ジェンティーリは、古い原因を口実とした戦争は正当化さ

77) *Ibid.*, chap. 21, p. 101.

78) 伊藤「ゲンティリスにおける戦争の質料因」、344-346頁を参照。

79) この点について、伊藤「ゲンティリスにおける戦争の質料因」、344-346頁が指摘している。

れてはならない、という見解を示した。このような結論に至った背景には、無論、時効制度が広く用いられていたローマ法から得られたインスピレーションがある。ジェンティーリは、ここで「法的争いが生じた個人間あるいは団体間では、時間の経過のため訴訟が許されなくなるが、同じことは戦争による争いの場合も変わらないか」という問題を設定しているが、これに対する彼自身の回答は肯定的であった。「公共の善により、使用取得 (usucapio) も時効 (praescriptio) も、訴訟にある種の制限を設けるために導入されたが、戦争も同じように制限をされることがないのはなぜなのか」、戦争もまた時間経過による制限を受けるべきである、と彼は論じている⁸⁰⁾。そして、戦争を発動する原因の存続にかかる具体的な時間的制限は、ジェンティーリの考えによれば、記憶が固定するまでの期間である100年とされ、その間に諸事情の変遷に耐え、状況に変化がもたらされなかったならば、時効が成立し、その原因は効力を失う、と認められるべきであるとしている⁸¹⁾。

ただし、時効の成立には、占有者の信義誠実 (bona fides) と権原という二つの要件の具備が求められる⁸²⁾。ジェンティーリは、ここにおいても、現実の事例と結び付けて説明する手法を採っている。前者については、キリスト教徒の土地を占領したトルコ人が信義誠実を有するとした神学者ベラルミーノの言論を引用し、自らの罪のためわれわれが土地を失わなければならないことと神が望むという彼の理由付けに「ばかげたもの」と酷評を加え、そのような論理に従えば誰もが信義誠実を有することになると一蹴した⁸³⁾。このような場合には、占領者は信義誠実要件を備えていないのである。後者については、フランス王からの担保としてニースを保持することになったサヴォイア公が、長期的持続的な占有を理由にニースの返還を拒否したという事例が挙げられている。サヴォイア公のこの主張は、ジェンティーリにおいては不正な考え方であると結論づけられている。

80) *D. I. B.*, b. I, chap. 22, p. 106.

81) *Ibid.*, chap. 22, p. 109.

82) *Ibid.*, chap. 22, p. 108.

83) *Ibid.*, chap. 22, pp. 108-109. ロベルト・ベラルミーノ (Roberto Francesco Romolo Bel-larmino, 1542-1621) は、イタリアのイエズス神学者にしてローマ・カトリック教会の枢機卿も務めた。イタリアにおける反宗教改革運動において重要な役割を果たした。

というのは、担保物に対する占有は時効成立をもたらす権原ではないからである⁸⁴⁾。これらをめぐるジェンティーリの議論からは、ローマ法学に基づく見解や手法を強くかつ頻繁に見て取ることができる。このことは、彼の、ローマ法の中から戦争法および国際法の原理を抽出する、し得るという考え方を端的に示すものであるといえよう。

b) ローマ帝国の実在性

それでは、戦争の質料因に関連する第二の補充的問題である「ローマ帝国がいまだに存続しているか」という問いについて、ジェンティーリはどのように答えを見出しているのだろうか。実のところジェンティーリは、自身が受けてきた教育の内容を背景として、ローマ法学における普遍的理性の存在に対してはゆるぎない信念を持つが、ローマ帝国の存続そのものに関しては、別段に重大な意義を認めてはいない。彼は、ローマ皇帝が世界に対する支配権を有するかどうか、さらに、そのような支配権に基づく戦争発動の原因が正しいかどうかをめぐって議論することは全く無意味である、と断じている⁸⁵⁾。当時、ローマ帝国はすでに数世紀も前に消滅したものであるという観点に立脚して戦争の正当性が論じられる場合が多々あったのに対し、ジェンティーリは、ローマ帝国の当代における存続性を問題にするのではなく、むしろ、上で議論した法と時間の関係の問題に関連付け、仮にローマ帝国が現在も存在し続けていたとしても、数世紀にわたり領有の事実がない土地に対しては、皇帝といえども権利を主張することはできない、と結論づけている。この点に関して、たとえばスペイン後期スコラ学派の代表的法学者コバルピアスは、現在のローマ皇帝、つまり神聖ローマ帝国の皇帝は、かつて帝国の属州であった地域に対してのみ武力行使の権限を持っている、という考えを示しているが⁸⁶⁾、その時代から数世紀を経過した当代においては、もはやいかなるものもローマ帝国の継承者を自任することによって、戦争を発動する

84) *Ibid.*, chap. 22, p. 108.

85) *Ibid.*, chap. 23, p. 112.

86) ジェンティーリの注によれば、コバルピアスのこうした見解が、*In regulae Peccatum, De regul. iuris lib. VI., Relectio* (1553-4), p. 2, §9において示されているとされる (*D. I. B.*, chap. 23, p. 112)。ただし著者は未見である。

口実を得ることはできない、というのがこのテーマに関するジェンティーリの基本的な観点であった。

ただし、ジェンティーリは、それに続き、古代ローマ帝国、コンスタンティノープルを拠点としていたビザンツ帝国、カール大帝の帝国、そして現存の神聖ローマ帝国との間の歴史的承継関係について詳細に考察している。彼は、これらの間に承継関係が存在すると認めつつ、その議論を通じて、国際法の主体たる国家をめぐる自らの観点を明示したのである。ジェンティーリの示した見解は、次のとおりである。一方において、当代における神聖ローマ帝国皇帝の地位は、イングランドやフランスなど他の諸王国の君主に比したとき、もはや超然たるものとはいえず、また、ローマ教皇も、帝国に対する支配権を要求してはいるものの、実際にはイタリアの限られたいくつかの地域に対する以外は、もはや影響力を行使することはできない、と彼は説く。これはつまり、諸国家を平等な立場に置き、その相互関係から近代的な国際秩序——それは、国際法の適用基盤をなす——が形成されることへの理論的な基礎付けを与えたものであるとも理解され得る。他方において、ジェンティーリの分析は、国際法の主体たる国家の同一性をめぐる彼の観点を解き明かすものでもありとも考えられる。すなわち、ある国家——帝国であれ王国であれ自由都市であれ——が消滅するのは、世代の漸次的交代⁸⁷⁾、境域の縮小、言語の変化、政治と法的諸制度の変更などにより新しい国家へと生まれ変わるときではなく⁸⁸⁾、ただ他国への併合、つまり自らの独立性を失う場合のみに限定される⁸⁹⁾、とジェンティーリは考えている。したがって、たとえある国が外国に占領された場合でも、もし占領国が被占領国の国家形態を改変せず、占領国君主がただ被占領国の人民を統治しその君主になるのに留まるなら、被占領国が国家の消滅を迎えたとは考えられない。例えば、ジェンティーリによれば、ラティウム王国はアエネアスの率いるトロイア人との戦いに敗北したが滅亡したわけではなく、王国自体は存続したと考えられる一方で、アルバ・ロンガはトゥッルス・ホステリウスにより町が破壊され住民が移住させられたことで、

87) *Ibid.*, chap. 23, p. 114.

88) *Ibid.*, chap. 23, p. 119.

89) *Ibid.*, chap. 23, p. 118.

独立する政体としての存在を失い、ローマに併合されて消滅したと考えられるのである⁹⁰⁾。

c) 正当原因の「相続」

正当原因の質料因に関する論考の最後に、彼は、戦争を発動する原因が、その原因を与えた者たちの死後、その子孫たちに対してもなお有効であるかどうかの問題について論じているが、これもまた、近代国際法における国家の同一性に関わる議論の草分けとなるものである⁹¹⁾。この設問に対し、ジェンティーリは、肯定的な回答を下しているのであるが、その説明原理は次のようなものであった。まず、彼は、戦争を私法上の相続における債権・債務の関係になぞらえ、「相続人たちが故人の財産を享受するのは公平だと思われるならば、……適正に加えられる損害もまた享受されるべきだ」と説き、利益も不利益も等しく相続されることが自然法の考え方に適っている、とした⁹²⁾。次に、ジェンティーリは、国家に対する戦争と個人に対する刑罰を比較し、「犯罪者は刑罰を受ける前に死ぬことがありうるが、国家はある意味不死のものである」というソクラテスの言葉を引用して、両者の相違を明確に述べ、「国家も国民も時間とともに変化するものではなく、相続を通じて昔のままであるように保たれているため、〔被相続人たちに帰せられる原因により戦争が発動されたとしても、その対象となる〕相続人たちは、実際には、他人の受けるべき罰をもって扱われるわけではなく、むしろ彼ら自身が受けるべきであった罰を受けることになるのである」(〔 〕内筆者補足)と論じた。そして、ジェンティーリは、破門や宣誓などの霊的な行為が相続人たちに与える影響について触れ、これらについて相続人は被相続人の行為の結果を受け継ぐことはないと主張する論者が存在することを認めた上で、国家間の復讐——すなわち、戦争——については、被相続人たちに由来する原因が、相続人たちにも効果を及ぼす、という結論を明らかにしている。しかし、ここで留意

90) *Ibid.*, chap. 23, pp. 118, 119.

91) *Ibid.*, chap. 24, p. 120. ジェンティーリが提示したこの観点は、直接的にはなく、むしろ、グロティウスの学説を介して現代国際法に繋がることとなった。そのいきさつについては、伊藤「ゲンティリスにおける戦争の質料因」、346-347頁を参照。

92) *D. I. B.*, b. I, chap. 24, p. 120.

せねばならないのは、戦争を発動する原因が世代にわたり存続することを認めるジェンティーリの観点は、それらの原因に基づいた戦争それ自体を必ずしも正当化しているわけではない、という点である。彼は、むしろ、それとは正反対に、相続人たちへマイナスの影響を及ぼし得ることを意識させることによって、君主たちに向け、自らの子孫と後世の国民に配慮し、自らの国家に対する戦争を正当化する原因を与えてしまうような悪を他者に対して働くことのないように呼びかける、という立場を採っているのである。

V おわりに：ジェンティーリ正戦論の独自性

以上において、われわれは、『戦争法論』第1巻を中心的な対象とし、ジェンティーリの構想における正戦の構造と「正当原因」説、および、それを構成する四つの「原因」に含まれる「動力因」と「質料因」について考察してきた。これらに対する分析から、ジェンティーリの正戦論は、次のような特徴を持つことが読み取れるように思われる。

まず、ジェンティーリは、戦争を、万民法によって規律される対象事項であるとし、その万民法の規範を発見するのは他ならぬ法学者たちの仕事であると明言することにより、戦争あるいは国家間に生じ得る様々な事項に対する教会と神学者たちの影響を排除しようとした。『戦争法論』の冒頭で述べられたこの観点は、単なる理念にとどまらず、彼が戦争法について議論する際の指導的な綱領ともなっている。確かに、ジェンティーリは、論述の中で神学者たちが好んで用いてきた資料や、彼らの説そのものすら引用することもしばしばあるとはいえ、しかしその際には盲目的にそれに従うのではなく、その妥当性についてしっかりと検証を加え、必要に応じて、それらの資料や学説の持つ性質に変化を生じさせて自己の論証に用いていることも少なくない。のみならず、ほかにも各時代の歴史的事実や現実の国際問題など広範な事例に言及し、哲学者や歴史家、法学者など歴代の先達たちの言説を数多く引用するなどして、自らの見解に深い根拠付けを与えることに成功している。その意味では、神学者たちの業績は、ジェンティーリにとってはあくまでも彼が取り扱う数多くの資料の一部をなしているに過ぎないの

である。

むしろ、彼の資料引用の手法に関して何よりも特筆すべきは、様々な分野から得られた論拠に整理・補正を施す際に、ローマ法学の手法が用いられている点である。こうした方法論的側面は、多くの研究者により、彼の学説が持つ顕著な特徴であると認められているが⁹³⁾、それだけではなく、その背後にある、戦争あるいは国家間に生じ得る様々な事象を、あくまでも法に基づく規範の下に位置づけようとする彼の態度と方針は、同種の問題を扱った同時代の論者たちの誰よりも明確に表されているのであり、それこそが、後の国際法の確立にとって大いなる貢献を果たすこととなった、と評価することができよう。

また、ジェンティーリは、戦争の動力因、つまり、戦争を遂行し得る主体を君主＝国家に厳格に限定し、戦争の「公的」性格を強調している。戦争の遂行者双方がともに主権を持つ国家であるとされたことから、その間には必然的に、法的平等関係が存在することになり、その結果、正戦は、キリスト教的正戦論の歴代の論者により中世から唱えられてきた懲罰的性格を失うこととなった。さらに、ジェンティーリは、戦争においては、当事者双方ともに正しいということもあり得る、とはっきりと指摘する。ちなみに、スペイン後期スコラ学派の代表的論者であるビトリアも、「やむをえない不知」により戦争の当事者双方について客観的な正しさが認められる可能性を認めていたが、しかし彼はそれをあくまでもごく稀に起こり得るものとして限定的に理解していたのであり、それゆえ、刑罰戦争観の伝統から逸脱することはなかった。それに対し、ジェンティーリは、机上の理念的な議論ではなく現実の状況を念頭に置き、戦争の背後には必ず何らかの原因が存在しており、自ら行う戦争が不正なものだと認める者はどこにもいないと明言した上で、当事者たちも第三者も、どちらが正義に合致するかを判断することはできない状況のほうがむしろ一般的であるとして、当事者たちが例外なく戦争の法を遵守すべきことを求めたのである。彼はまた、万が一、当事者の一方

93) 例えば、ニュースボーム、前掲、145頁、および伊藤、「ゲンティリスにおける戦争の質料因」、347頁など。彼らのようにジェンティーリの学説の内容面に対して限定的な評価しか与えない研究者たちは、むしろ、彼の用いる説明の手法に最も顕著な特徴を見出す傾向がある。

が不正を行っていることが明らかであるような場合があったとしても、このことは戦争の法の適用を妨げるものではないとも主張している。

これらの議論からも分かるように、ジェンティーリは、戦争の政治的側面と法的側面の分離を試みており、戦争を発動する原因は政治的判断——その中に道徳的判断も含まれ得るが——に委ねられるが、それとは別に、戦争を遂行する際には法的規範が遵守されなければならない、という姿勢を貫いている。このこともまた、彼が、中世に源流を持つ道徳的神学的正戦論の伝統から脱出し、近代的戦争法体系の構築に向かって行く態度を示している判断できる重要な根拠のひとつとなる。

加えて言えば、ジェンティーリは、「質料因」についての考察において、従来の正戦論における正当原因の解釈に比べて、いっそう幅広い事由を正戦の「正当原因」に包括して論じている。ジェンティーリは、「質料因」を、「神的」、「自然的」、「人的」という三種類のカテゴリーに分けて考察しているが、一つ目の「神的」原因についてはほぼ後期スコラ学派の論者たちと見解を一にしている——これは、ビトリアを代表とする後期スコラ学派の論者たちが、宗教の強制に関連する問題に対し、非常に先駆的な見解を示すに至ったからこそ生じた同一性であるが——のを除けば、「自然的」原因と「人的」原因に対する理解は非常に広範に及んでおり、端的にいえば、現実には国家が戦争を遂行する政治的必要性ありと判断する根拠とされる事由のほぼすべてが正戦の「質料因」に含まれると解釈できる場所にまで達していると言っても過言ではない。このことは、正しい戦争こそが一般的なのであり、不正な戦争こそ例外的で稀なものなのである、というジェンティーリの、ドライで現実主義的な基本思想を示すものでもある。

こうした観点を採ることにより、結局、質料因という要件の重要性が——現実に起こり得る戦争の原因となる事由のほとんどを含んでしまうのであるから——従来の正戦論における正当原因の有するそれと比べて相当程度低下してしまう、という結果がもたらされることにもなった。しかし、他方において、これほどまでに広い解釈を用いることになったとしても、なお戦争を発動するための「質料因」を正戦の要件から完全に切り離すことはできない、というジェンティーリの苦心の跡をここから窺い知ることもできる。ジェンティーリは、国際社会という

ものを、ホブズの的な、弱肉強食の世界として構想していたのではない。そこには、現代的な意味におけるそれとはいささか様相を異にするとしても、諸国家が結果としてそれに従うことを選択するに足るだけの正当性を持つ、何らかの国際的秩序がなければならないのである。しかしそれを実現のものとするためには、万民法＝国際法に認められる——極めて限定的な——外面的強制力では十分ではなく、その不足を補うためには、主権国家が道徳的な自律性を備えることがどうしても必要であった。ジェンティーリは、正戦成立のための「質料因」的要件について、国家がこうした自律的判断を下すための準則となるべきことを想定していたのである。

このように、「動力因」と「質料因」という二つの要件だけをとっていても、ジェンティーリの正戦論には、彼ならではの複雑な多面性が含まれていることが分かる。それは、一方において、普遍的人類社会の存在を信じストア哲学の理念を題目としながら、また他方において、マキアヴェリに同調し国家の功利的政治判断をも許すものである。論述それ自体においても、一方において、あたかもルネッサンスの人文主義者たちの著作に見られるように古代の古典が大量に引き合いに出されたかと思えば、他方において、ローマ法のイタリア学風の伝統に従い、ひとつひとつの用語法に対して、詳細に、訓詁学的で謹厳な検討を行っている場面も見られる。こうした多面性を前提として考えるならば、彼の正戦論を、アウグスティヌスに始まる中世のキリスト教的正戦論を受け継いだスコラの正戦論の系譜に位置づけることは、やはり不適切であると結論づけざるを得ない。なぜなら、スコラの正戦論はなお神学的範疇に留まっているものであったが、ジェンティーリの正戦論は、万民法という古代ローマにすでに存在した名称を用いていることとは関わりなく、実際にはそれまでにない、新しい近代国際法の領域を開拓したと評価されるべきであるからである。端的に言えば、当事者の一方にのみ正しさの所在を求め、正が不正を断じるという刑罰戦争観を奉じていたスコラの正戦論に対し、ジェンティーリは、国際法上平等な地位を有し、同質の正当性を備える国家同士による、節度ある「決闘」を対象とした正戦論を展開した。両者の違いは、まさにこの点において浮き彫りになっているのである。

もっとも、「動力因」に関するジェンティーリの論説のみを過大に重視し、彼

の正戦論がすでに従来の正戦論の伝統から完全に離脱し、近代的な無差別戦争観の域に達している、という論調を採ること、もしくは、ジェンティーリを国際法の実定法学派に分類してしまう考え方を容れるとするならば、それもまた同じく妥当性を欠いていると評価せざるを得ないだろう。なぜなら、ジェンティーリは、自然法と国際社会における正義の存在を唱え、主権国家が自発的に万民法＝国際法を遵守することでそれらが実現されうると信じていたからである。彼の観点を貫く、こうした、いささかナイーブ過ぎるきらいすらある理念は、プレイヤーたる主権国家の道徳的善性を前提とすることなく論を展開させる近代以降の国際法論・国際関係論とは相容れるものではない。

つまるところ、ジェンティーリの法史的意義の最たるものは、その独特の論法に基づき、戦争法さらには国際法全般に係る規範を築き上げ、法学の一つの分野として確立しようとした点にあったと言ふべきであろう。ジェンティーリの学説について、確実に言えるのは、それが、いたって法学的・世俗的・実的なものだということである。『戦争法論』の続く2巻においては、ジェンティーリの正戦論のそういった特徴がさらに明確に現れてくる。そこでは、「正当原因」のうちの「形相因」と「目的因」について、それぞれ丸ごと1巻を費やして論じられており、従来のスコラ的正戦論における同種の議論と比べ、格段に詳細で具体的かつ現実的な意義を伴う規範が示されている。したがって、『戦争法論』第2、3巻ではジェンティーリの法学的素養が存分に発揮されており、同時に彼の、国際法による戦争規制の試みの真価が現れているのであるが、しかし、それについてはまた別の機会に論ずることとしたい。本論文が、国際法史におけるジェンティーリの再定位につながる嚆矢となることを期待して、いったん筆を置きたいと思う。